

IV-1

専門医制度に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第4条（3）に基づき、リハビリテーション医学に関する学術の進歩と医療の発展のために貢献することを目的として、日本リハビリテーション医学会専門医制度（以下、本制度という）について定めるものである。

2 本制度は、リハビリテーション医学・医療に関する専門的な知識や技術を有する医師を認定するものである。

(名称)

第2条 前条第2項により認定する医師の名称は、リハビリテーション科専門医（以下、専門医という）と称する。

(認定委員会)

第3条 認定業務を行うため、認定委員会を置く。

2 認定委員会の委員は、理事長が任命する。

3 認定委員会は、専門医を希望する者の資格審査及び試験を行う。

4 認定委員会の運営に関しては、別に定める。

(認定)

第4条 専門医は、本医学会が定めた専門医制度卒後研修カリキュラムに基づき3年以上の研修を修了した医師のうち、第5条の規定を満たした者を本医学会が認定する。

2 専門医の認定基準は、別に定める。

3 認定は、理事長が専門医証を交付し、専門医登録簿に登録することによって行われる。

4 認定に関する手続きは、別に定める。

(資格審査・試験)

第5条 本医学会の認定した研修施設において、規定の研修を受けた者で別に定める資格審査と試験に合格した者とする。

(研修施設)

第6条 研修施設の審査は、認定委員会が行う。

(資格更新)

第7条 第4条の規定により認定を受けた者は、別に定める専門医の生涯教育及び資格更新に関する内規にしたがって、一定期間ごとにその資格を更新するものとする。

(認定の取消)

第8条 専門医が退会その他認定の条件に欠けることが生じた場合、理事長は認定委員会の議を経て、認定を取り消すことができる。

2 登録の抹消は、専門医登録簿の記載を抹消することにより行う。

(改 廃)

第9条 本規則の改廃は、評議員会の議を経て総会において承認する。

附則

本規則は、昭和55年6月11日より施行する。

平成4年4月1日より施行する。

平成9年3月15日より施行する。

平成14年4月1日より施行する。

旧改正制度第4条第2号の規定により登録された専門医については、なお従前の例による。

平成15年6月18日より施行する。

IV-2

専門医の認定に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、専門医制度に関する規則第4条に基づき、リハビリテーション科専門医（以下「専門医」という。）になることを目標とする研修の細目並びに認定に関する資格及び試験について定めるものである。

(資格)

第2条 専門医として認定を受けられる者は、次の各号に掲げる資格を有し、第3条に定める本医学会の行う試験に合格したものに限る。

- (1) 医師免許取得後5年以上及び本医学会加入後3年以上を経過していること
- (2) 本医学会の定めた専門医制度卒後研修カリキュラムに基づき本医学会が認定する研修施設において3年以上の研修を行ったものであること
- (3) 本医学会年次学術集会における主演者の学会抄録2篇を有すること

但し主演者としての発表2回のうち1回は日本リハビリテーション医学会年次学術集会または秋季学術集会であり、もう1回は日本リハビリテーション医学会年次学術集会、秋季学術集会、または地方会学術集会のいずれかとする

学会抄録とは一般演題の他、シンポジウムの演者、特別講演、教育講演の講師としての発表抄録とする

- (4) 自らリハビリテーション医療を担当した30症例の症例報告を提出すること
- (5) 自らリハビリテーション医療を担当した100症例のリストを提出すること

(試験)

第3条 前条に規定する資格の審査に合格した者について、試験を行う。

- 2 試験は、毎年1回施行する。
- 3 試験方法は、別に定める。

(改廃)

第4条 本内規の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

本内規は、平成15年6月18日より施行する。

平成18年1月28日より施行する。

第2条(4)は平成21年度より適用する。

平成23年6月3日より施行する。

附 則

本内規は、平成29年1月28日より施行する。

本内規は、令和2年1月18日より施行する。

専門医の認定に関する申し合わせ

1 目的

本申し合わせは、専門医の認定に関する内規（以下、内規という）第3条第3項に基づき、リハビリテーション科専門医（以下、専門医という）の認定に関する手続き及び試験方法について定めるものである。

2 資格審査

- (1) 認定委員会は、専門医の認定を申請する者の資格について、内規第2条に基づき審査する。
- (2) 資格審査の運用に当たって検討すべき事項が生じたときは、認定委員会で審議する。

3 公告

専門医の認定にかかる申請手続き及び認定試験の期日、その他試験の実施について必要な事項は、会誌に公告するものとする。

4 認定申請

認定を受けようとする者は、内規第2条に掲げる資格要件にかかる認定申請書等の書類を提出しなければならない。

5 試験

- (1) 資格審査の結果、専門医の認定を申請する者に資格があると認められた者は、試験を受けることができる。
- (2) 試験は、筆記試験及び口頭試験とし、その目的は次の各号に掲げるものとする。
 - 1) 筆記試験は、専門医としての基礎知識を考査する。
 - 2) 口頭試験は、臨床を含めた専門医としての資質を確認する。
- (3) 筆記試験は試験問題委員会が作成し、口頭試験は認定委員会及び理事長が委嘱した試験特別委員が行うものとする。

6 試験実施

認定試験の実施については、本申し合わせに定めるほか、専門医認定試験の実施に関する申し合わせによるものとする。

7 専門医の認定

認定は、第5項による試験の結果を認定委員会が審査し、理事会もしくは業務執行理事会の議を経て、規則第4条第3項により行う。

8 認定手続

前項により合格の通知を受けた者については、専門医認定試験の実施に関する申し合わせに定めるところにより専門医認定の手続きをとるものとする。

9 認定の取消

専門医が次の各号の何れかに該当する場合は、認定委員会及び理事会の議を経て、認定を取り消すものとする。

- (1) 定款第8条の規定により会員の資格を喪失したとき
- (2) 医師の資格を喪失したとき
- (3) 専門医の資格を辞退したとき
- (4) 専門医生涯教育に関する内規に基づく資格更新が認められなかつたとき
- (5) 専門医として相応しくない行為があつたと理事会が認めたとき

10 取消の通知

認定の取消の通知は、理事長が行う。通知を受けた者は、専門医認定証及び研修手帳を本医学会に返還しなければならない。

11 専門医資格喪失者の再確認

専門医の資格を喪失した者が再び専門医の資格を申請する場合の手続きは、内規及び本申し合わせに基づく資格審査、試験により行う。ただし、認定委員会が認めたものについては理事会の議を経て臨床研修を免除し、試験のみで認定することができる。

附 則

本申し合わせは、平成15年9月27日より施行する。

本申し合わせは、平成30年1月27日より施行する。

IV-4

専門医認定試験の実施に関する申し合わせ

1 目的

本申し合わせは、専門医の認定に関する申し合わせ（以下、申し合わせという）第6項に基づき、専門医認定試験の実施について定めるものである。

2 期間及び研修

専門医認定に関する内規（以下、内規という）第2条（1）の期間及び（2）の研修については、次のように取り扱うものとする。

（1）について

医師免許を取得した月の当初から及び本医学会に入会した月（事務局に登録された入会月）の当初から起算し、試験日の前月末日までの期間とする。

（2）について

その状況の生じた月の当初から認定申請の締切月末までに3年以上経過し、専門医制度卒後研修カリキュラムを修了していることとする。

3 申請手続き

（1）申し合わせ第4項に定める認定申請書等の書類は、次の各号に掲げる書類とする。認定を受けようとする者は、当該書類に所定の審査料を添えて所定の期日までに、本医学会理事長に提出しなければならない。

1) 所定の認定申請書（上半身の写真を貼付したもの）

2) 医師免許証の写し

3) 履歴書（上半身の写真を貼付したもの）

4) 内規第2条(2)に関する研修証明書

5) 本医学会における主演者の学会抄録2篇の写し

ただし、学会抄録2篇のうち1篇は、本医学会地方会における会誌掲載の学会抄録、または地方会発行の発表証明書をもってこれに代えることができる。

6) 内規第2条(5)に掲げる症例報告（経験症例の要約30症例）

別表1の領域1～7については、原則として、それぞれ3症例以上の提出が必要である。ただし、領域3～7のうち、3つの領域については1症例以上の提出があれば資格審査を行う。

7) 症例リスト（経験症例一覧表）

自らリハビリテーション医療を担当した100症例（なるべく広い範囲にわたるもの）とする。

（2）提出書類は黒インク（またはボールペン）を用い、楷書で書く。氏名で「自署」と指定されている箇所以外はパソコン・ワープロによる印刷での作成が望ましい。特に症例報告は、様式に従ってパソコン・ワープロによる印刷で作成する。

（3）提出書類は一括して「書留」にして、本医学会事務局宛に送付する。

（4）審査料は、提出書類の送付と同時に所定の口座に払い込む。審査料の返却はしない。

（5）本医学会の年会費が未納の者は、申請することができない。

4 受験資格審査結果の通知

提出された書類に基づいて認定委員会が認定試験を受ける資格の有無について審査し、その結果を申請者に通知（受験票を送付）する。

5 試験の形式と出題内容および合否判定基準

（1）形式と出題内容

1) 筆記試験

研修カリキュラムの内容に準拠した基本的な知識や判断に関する問題で、別表2の分野A、分野B、基礎から出題する。

2) 口頭試験

別表2の分野A及び分野Bの2グループの試験委員により行う。

リハビリテーション医療を専門的に実践する上で必要な事項について、研修カリキュラムの内容に準拠して質問する。経験症例を基にした臨床的な質問の他、倫理、リスク管理などについても問う。

（2）合否判定

筆記試験及び口頭試験（症例報告の評価を含む）の両者の合格基準を満たすことを条件とする。

6 審査結果の通知

認定委員会の審査が終了後、理事会もしくは業務執行理事会の議を経て審査結果の通知を本人宛に行う。

7 認定手続き

第6項により、合格の通知を受けた者は、所定の登録料を所定の口座に払い込まなければならない。

合格した者については、すべての手続きが終了した後、専門医制度に関する規則第4条第3項により理事長が本医学会専門医名簿への登録とリハビリテーション科専門医の認定証の交付をし、「The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine」に名前を公示する。

8 不正行為への対処

（1）次の事項で発覚した不正を不正行為として対処する。

1) 申請書類に関する不正

2) 筆記試験および口頭試験に関する不正

3) 1)、2) 以外の試験に関する不正

（2）不正が発覚し不正行為と認められた場合は、次の手続きを行う。

1) 不正が発覚（不正の発覚時期は問わず）した場合、事実関係を調査のうえ、認定委員会の議を経て理事会で審議し、対処する。

2) 理事会は、特に悪質と判断した場合は、倫理委員会の議を経て、除名を含む処分の手続きを進める。

別表 1

領域 1	脳血管障害、その他の脳疾患（脳外傷含む）
領域 2	脊髄損傷、その他の脊髄疾患（二分脊椎など）
領域 3	骨関節疾患（関節リウマチ・外傷を含む）
領域 4	脳性麻痺、その他の小児疾患
領域 5	神経・筋疾患
領域 6	切断
領域 7	呼吸器・循環器疾患
領域 8	その他（悪性腫瘍、熱傷など）

別表 2

分野 A	脳血管障害・脳外傷、脳性麻痺・小児疾患、神経・筋疾患、呼吸器・循環器疾患
分野 B	脊髄損傷・脊髄疾患、骨関節疾患・関節リウマチ、切断、その他
基 础	解剖学、生理学、生化学、運動学、臨床検査（電気生理、画像、運動負荷試験）、物理療法、理学・作業・言語聴覚療法、義肢・装具・各種福祉用具、社会福祉

附 則

本申し合せは、平成 15 年 9 月 27 日より施行する。

平成 18 年 7 月 22 日より施行する。

平成 23 年 7 月 23 日より施行する。

平成 30 年 1 月 27 日より施行する。

IV-5

認定臨床医制度に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第4条（3）に基づき、リハビリテーションに関する医療水準の維持向上をはかり、もって国民福祉に寄与することを目的として、日本リハビリテーション医学会認定臨床医制度（以下、本制度という）について定めるものである。

2 本制度は、リハビリテーション医療の一定以上の臨床経験を有する医師を認定するものである。

(義務)

第2条 リハビリテーション医学会認定臨床医（以下、認定臨床医という）は、リハビリテーション医学の理念を尊重し、患者及び障害者の機能障害の予防と回復、生活の質的向上及び社会的役割の充実をはかるとともに、リハビリテーション医学の進歩と本学会の発展のために尽力しなければならない。

(認定委員会)

第3条 認定、資格更新業務を行うため、認定委員会を置く。

2 認定委員は理事長が任命する。

3 認定委員会の運営に関しては、別に定める。

(認定)

第4条 認定臨床医は、本医学会会員である医師のうちから、本医学会が公募の上審査、認定する。

2 認定臨床医の認定に関する内規（以下「内規」という）は別に定める。

3 認定は理事長が認定臨床医証を交付し、認定臨床医登録簿に登録することによって行われる。

4 認定に関する手続きは、別に定める。

(資格更新)

第5条 第4条の規定により認定を受けたものは、別に定める内規に従って、一定期間ごとにその資格を更新するものとする。

2 認定の更新をしようとするものは、内規に基づいて必要な単位を履修しなければならない。

(認定の取消)

第6条 認定臨床医が退会その他認定の条件に欠けることが生じた場合、理事長は認定委員会の議を経て認定を取り消すことができる。

2 登録の抹消は、認定臨床医登録簿の記載を抹消し、学会誌に公示することにより行う。

(改廃)

第7条 本規則の改廃は、評議員会の議を経て総会において承認を得るものとする。

附 則

本規則は、昭和62年6月27日より施行する。

平成2年6月28日より施行する。

平成9年3月15日より施行する。

IV-6

認定臨床医の認定に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、認定臨床医制度に関する規則に基づき、日本リハビリテーション医学会認定臨床医（以下、認定臨床医という）になることを目標とする研修ならびに認定に関する手続きについて定めるものである。

(資格)

第2条 認定臨床医として認定を受けられるものは、次の(1)、(2)及び(3)の規定を満たし、第4条に定める学会の行う試験に合格したものに限る。

- (1) 医師免許取得後5年以上及び学会加入後3年以上経過していること
- (2) 以下のいずれかの研修を行ったものであること
 - 1) 本医学会が認定した研修施設において1年以上の研修を修了したもの
 - 2) 別に定める指定の教育研修会を受講の上、指導医の推薦書を得たもの
- (3) 自らリハビリテーション医療を担当した10症例の臨床経過を各症例毎にまとめること

(試験)

第3条 前条の(1)、(2)及び(3)に規定する審査に合格した者について試験を行う。試験は毎年1回施行する。試験方法は別に定める。

(改廃)

第4条 本内規の改廃は、理事会の議を経て評議員会及び総会において承認を得るものとする。

附 則

本内規は、昭和62年6月27日より施行する。

昭和63年6月 2日より試行する。

平成 4年4月 1日より施行する。

平成18年7月22日より施行し、平成19年4月1日より適用する

認定臨床医の認定に関する申し合わせ

1 本申し合わせは、認定臨床医の認定に関する内規（以下、内規という。）に基づき、認定臨床医の認定に関する手続き及び試験方法について定めるものである。

2 認定臨床医の認定

- (1) 認定臨床医の認定審査は年1回実施する。
- (2) 認定申請のための要項（申請書および関係の用紙等の請求方法と請求期間および申請受付期間等）については会誌に公示する。
- (3) 認定の手順は次のとおりとする。
 - 1) 認定委員会の決定
 - 2) 理事会もしくは業務執行理事会の承認
 - 3) 該当者への通知
 - 4) 登録料の納付の確認
 - 5) 登録
 - 6) 認定証の交付

3 認定の取消

- (1) 認定臨床医制度に関する規則第6条にもとづく認定の条件に欠ける理由とは次のとおりとする。
 - 1) 医師の資格または会員の資格を失ったとき
 - 2) 認定に関して不正行為の判明したとき
 - 3) 認定臨床医生涯教育に関する内規第2条の条件を満たさなかったとき
 - 4) 本人が資格を辞退したとき
- (2) 認定取消の手順は次のとおりとする。
 - 1) 認定委員会における取消の決定
 - 2) 本人への通知と、3月以上の期間をおいて不服の申し立てがないことを確認
 - 3) 理事会の承認
 - 4) 理事長名による本人への通知

4 内規第2条(1)、(2)及び(3)の判定は次のとおりとする。

- (1) 医師免許取得後5年以上および学会加入後3年以上、という場合の年月の算定は、その状況の生じた月の当初から認定試験実施日の前月末日までに5年および3年以上経過していることを示す。
- (2) 以下のいずれか、という解釈は、①もしくは②のどちらか一方だけ満たせばよい、という意味である。
 - ①1年以上の研修という場合の年月の算定は、その状況の生じた月の当初から認定試験実施日の前月末日までに1年以上経過していることを示す。
 - ②別に定める指定の教育研修会とは、別表 専門医・認定臨床医生涯教育の履修項目及び単位で定める(2)a～d(但し(2)-c)関連研修会については必須とする)を指し、これを100単位取得することをもって受講と認定する。また、特定の領域に限らず、種々の領域を受講すること。申請者の受講証明については、「リハビリテーション科専門医研修手帳」35ページ以降に参加証の半券を貼付し研修手帳コピーを提出、もしくは各種研修会の修了証コピー

一を添付することにより確認する。(受講に関する年間のしぶりは定めない)
また、指導責任者の推薦書とは、別紙に定める様式の通りとする。

(3) 10症例の臨床経過の記載には、既定の用紙を用いる。

5 内規第3条の試験の方法は、次のとおりとする。

- (1) 方法はペーパーテストとする。
- (2) 方式は五者択一方式とする。
- (3) 試験問題の数は100題とする。

6 本申し合わせの改廃は、理事会の承認を必要とする。

附 則

本申し合わせは、

1 平成6年12月末日迄は、旧制度(昭和62年6月27日施行)の経過措置を併用する。但し平成2年3月末日迄の入会者に適用され得る。

2 平成4年4月1日からの生涯教育実施に際して、平成4年3月31日迄に取得した単位は加算する。

平成11年5月8日より施行する

平成14年4月1日より施行する。

平成19年4月1日より施行する。

平成30年1月27日より施行する。